

資料2 玄海地域の緊急時対応（概要版）①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 玄海地域の原子力災害対策重点区域

- 玄海地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は257,348人(佐賀県、福岡県:平成30年4月30日現在、長崎県:平成30年4月30日・5月1日現在)
 - PAZ内の人口は玄海町3,522人、唐津市4,275人。
 - UPZ内の人口は関係3県8市町249,551人。



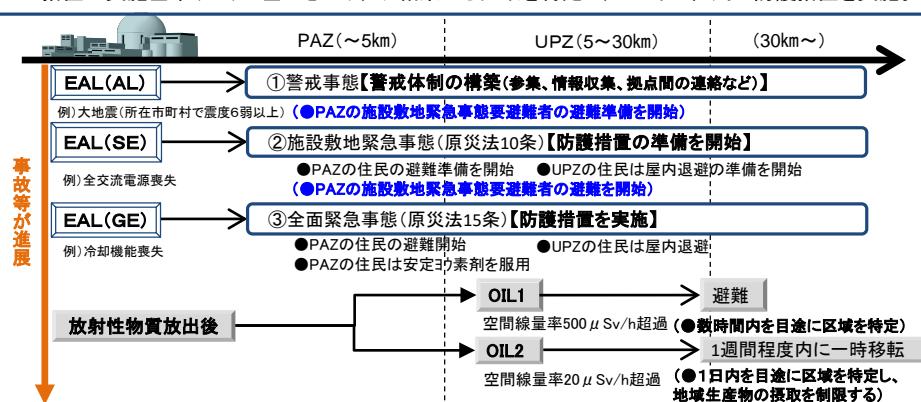
関係県	PAZ内	UPZ内	合計
	(概ね5 km)	(概ね5~30km)	
佐賀県	7,797人	176,237人	184,034人
長崎県	-	58,719人	58,719人
福岡県	-	14,595人	14,595人
合計	7,797人	249,551人	257,348人

*冷却告示の対象となる1号機は概ね5km圏内がUPZとなる
AZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
az(警戒的防護措置を準備する区域):Emergency Protective Action Planning Zone

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
 - ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき、避難等の防護措置を実施。

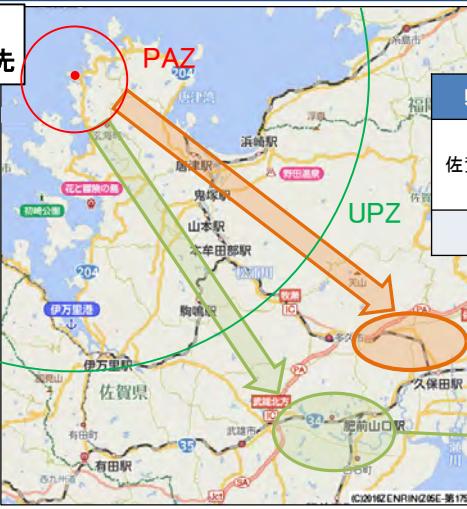
※施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は遅い効果の高い建物等に屋内退避する。
 - ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- ▶ PAZ内、UPZ内の各市町の住民の避難先は、各県内で確保。
 - ▶ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

PAZ内市町 の広域避難先



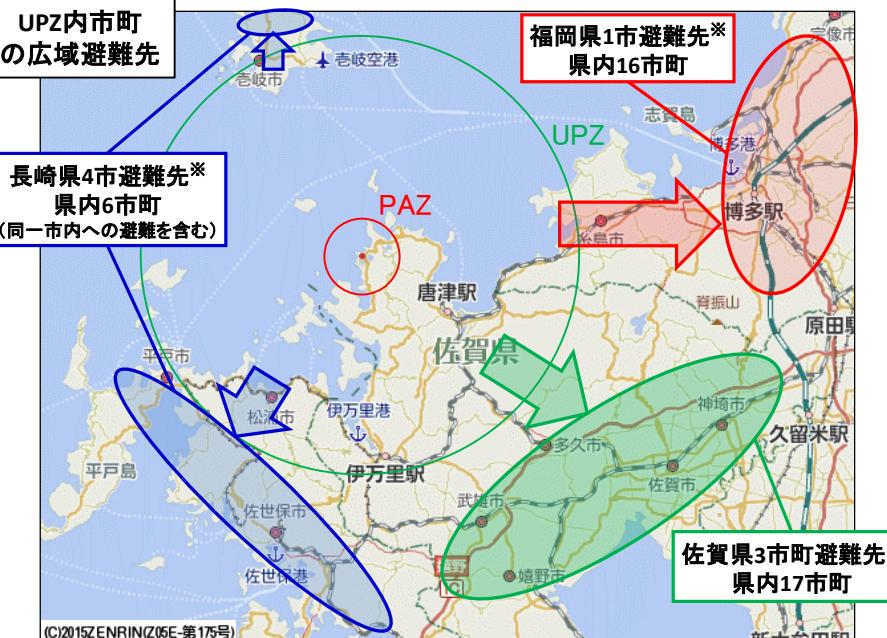
県	市町	住民数
佐賀県	玄海町	3,522 人
	唐津市	4,275 人
合計		7,797 人

げんかいちょう
玄海町避難先※
おぎし
小城市

からつし
唐津市避難先※
こうほくまち しろいしちょう
江北町、自石町

※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、佐賀県がUPZ外で代替避難先を確保

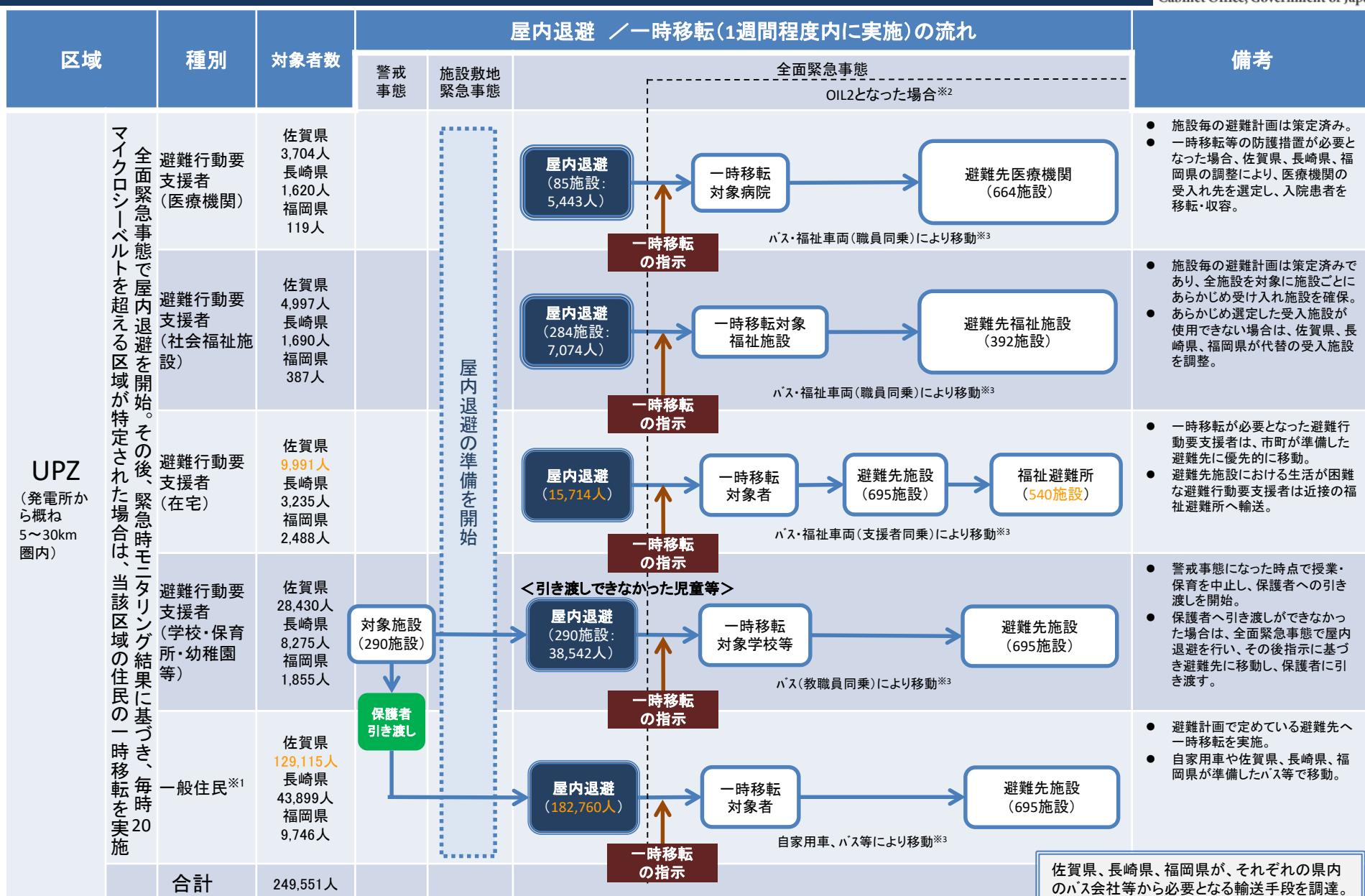
UPZ内市町 の広域避難先



※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、県が調整の上、各県内で代替避難先を確保する。

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考	
PAZ (発電所から概ね5km 圏内)	施設敷地緊急事態 (原災法 10条)で避難開始	避難行動要支援者 (医療機関) 玄海町 8人 唐津市 (対象施設なし) 合計 8人	警戒事態	対象施設 玄海町 (1施設:8人) 唐津市 (対象施設なし)	<避難可能な者:8人>(玄海町8人) バス1台により避難	医療機関 (災害拠点病院1施設)	
		避難行動要支援者 (社会福祉施設) 玄海町 133人 唐津市 98人 合計 231人	施設敷地緊急事態 避難準備を開始	対象施設 玄海町 (5施設:133人) 唐津市 (2施設:98人)	<避難可能な者:162人> (玄海町93人、唐津市69人) バス6台(玄海町3台※1、唐津市3台)、 福祉車両3台(玄海町)により避難 ※1 医療機関用のバス1台を含む。 <避難の実施により健康リスクが高まる者:69人> (玄海町40人、唐津市29人) 自施設内(放射線防護対策施設)	放射線防護対策施設 (玄海町内1施設、唐津市内1施設) 社会福祉施設等 <玄海町の場合> (佐賀市内4施設・多久市内1施設・小城市内3施設) <唐津市の場合> (佐賀市内1施設・小城市内3施設・江北町内1施設)	
		避難行動要支援者 (在宅) 玄海町 167人 唐津市 290人 合計 457人	対象者 玄海町:167人 唐津市: 290人	<避難可能な者:409人> 集合場所 (玄海町内15か所) 支援者とともに歩く、車両で移動 (玄海町161人、唐津市 143人) 集合場所 (唐津市内12か所) 支援者の車両で移動(105人)	玄海町避難先 (小城市内8施設) バス14台(玄海町8台唐津市6台)、 福祉車両18台(玄海町11台唐津市7台)により避難 唐津市避難先 (江北町内3施設 白石町内7施設)	放射線防護対策施設 (玄海町内1施設、唐津市内3施設) 福祉避難所 (122施設)	
	避難行動要支援者 (学校・保育所) 玄海町 125人 唐津市 419人 合計 544人	<保護者へ引き渡しができなかった児童等> 対象施設 玄海町(1施設:125人) 唐津市(4施設:419人)	<保護者へ引き渡しができなかった児童等> 玄海町児童等バス5台により避難 唐津市児童等バス12台により避難	玄海町避難先 (小城市内1施設) 唐津市避難先 (江北町内2施設 白石町2施設)	放射線防護対策施設※2 (玄海町内1施設、唐津市内3施設)	● 避難行動要支援者は、避難先施設を経由して、指定された福祉避難所へ避難。 ● 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。	
						※2 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。	
	(原災法 全面緊急事態 15条)で避難開始	一般住民※3 玄海町 3,089人 唐津市 3,468人 合計 6,557人	保護者 引き渡し 一般住民の 避難準備を 開始	対象者 玄海町:3,089人 唐津市: 3,468人	<玄海町から避難する者> 自家用車で移動(2,708人) 徒歩等で移動(381人) <唐津市から避難する者> 自家用車で移動(2,758人) 徒歩等で移動(710人)	玄海町避難先 (小城市内8施設) バス11台により避難 唐津市避難先 (江北町内3施設 白石町7施設) バス20台により避難	● 学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。 ● 保護者への引き渡しができなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引き渡す。 ● 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ● 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、PAZ内の市町のバス会社が保有する車両で移動。
		合計 7,797人					

※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字である。



※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字である。

※2 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。

一時移転に際しては、避難退避時検査を受けた上で、避難先へ移動。

※3 架橋されていない離島については、まず船舶等により本土へ移動したのち、車両により避難先まで移動。